

○鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例

平成4年10月1日

条例第15号

改正 平成6年9月29日条例第16号

平成9年9月29日条例第14号

平成10年6月29日条例第10号

平成12年12月25日条例第27号

平成13年9月27日条例第16号

平成15年3月18日条例第6号

平成15年9月26日条例第19号

平成17年12月20日条例第17号

平成20年3月7日条例第2号

平成21年3月25日条例第8号

平成22年9月22日条例第23号

平成23年3月23日条例第5号

平成24年3月2日条例第1号

平成26年6月5日条例第10号

平成27年9月28日条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費助成金を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及び20歳未満で鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例施行規則（以下「規則」という。）で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（ただし、当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の父がその児童を監護し、

かつ、生計を同じくする家庭又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、その児童の父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び第6条の4第1項に規定する里親以外のものをいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 母が監護しない、又は母がない前項各号のいずれかに該当する児童（同項第2号に該当する者を除く。）
- (3) 父が監護しない、若しくは父と生計を同じくしない、又は父がない前項各号に掲げる児童（同項第2号に該当する者を除く。）

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

5 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）その他規則で定める社会保険各法をいう。

6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法又はその他の規程による療養又は医療の給付があったときの療養又は医療に要する費用の額から保険給付、入院時食事療養の標準負担額、他の法令又はその他の規程による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。

7 この条例において「保険医療機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若

しくは診療所又は薬局

(2) 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者

(3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けている者

(4) 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師（対象者）

第3条 この条例により医療費助成金の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、鶴ヶ島市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であつて、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）及び被扶養者とする。

(1) ひとり親家庭の父又は母及び児童

(2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童

2 前項の対象者（児童を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一の児童について、2人以上の者が対象者となるときは、次の各号に掲げる者は対象者としな

(1) 同一の児童について、父及び母のいずれもが対象者となるとき、又は父及び養育者のいずれもが対象者となるときの当該父

(2) 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが対象者となるときの当該養育者

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(3) 鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例（昭和50年条例第9号）の規定による医療費助成金の支給を受けている者

(4) 規則で定める施設に入所している者

(5) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

(所得の制限)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としな

(1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親等の配偶者の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするもの（以下「ひとり親等の扶養義務者」という。）の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(3) ひとり親等、ひとり親等の配偶者又はひとり親等の扶養義務者が、正当な理由がなく所得税法の規定による確定所得申告を行わないことその他これらの者の責に帰すべき事由により、これらの者の所得が確認できないとき。

2 ひとり親等（養育者を除く。以下この項において同じ。）の監護する児童が当該児童を監護しない父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、前項第1号の所得の額を計算するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。

4 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(受給者証の交付)

第5条 医療費助成金の支給を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、鶴ヶ島市長（以下「市長」という。）に申請し、規則の定めるところ

により、この条例による医療費助成金の支給を受ける資格を証する受給者証の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項において対象者でないと決定したときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

(支給の範囲)

第6条 市は、当該受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）の医療に係る一部負担金に相当する額を医療費助成金として支給する。

(支給の方法)

第7条 市長は、ひとり親等からの申請に基づき医療費助成金を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が市長の指定する保険医療機関等で医療を受けたときは、当該保険医療機関等の請求により、当該受給者に係る一部負担金に相当する額を当該受給者に代わって当該保険医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、受給者に対し医療費助成金の支給があったものとみなす。

(届出義務)

第8条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭に属する受給者の現況について、規則の定めるところにより市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この条例による医療費助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、医療の給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費助成金を支給せず、又は既に支給した医療費助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(医療費助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の行為により、医療費助成金の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年1月1日から施行する。

附 則 (平成6年条例第16号) 抄

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の鶴ヶ島市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成9年9月1日以後の療養に要した費用について適用し、同日前の療養に要した費用については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 平成9年9月1日から同月30日までの間の療養に要した費用に係るひとり親家庭等医療費の支給額の算定については、改正後の条例第6条第1号の規定による控除額が改正前の鶴ヶ島市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条第1号の規定による控除額を上回ることとなる場合は、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 平成9年9月1日から平成11年3月31日までの間における改正後の条例第6条の規定の適用については、同条第2号中「老人保健法第28条第1項第2号に規定する一部負担金に相当する額」とあるのは、平成9年9月1日から平成10年3月31日までの間は「1日につき1,000円」と、平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間は「1日につき1,100円」とする。

附 則（平成10年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第27号）

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第16号）

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 改正後の鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に療養又は医療の給付に要する費用について適用し、同日前に療養又は医療の給付に要した費用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第6号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の療養又は医療の給付に要する費用について適用し、同日前の療養又は医療の給付に要した費用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第19号）

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第2号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の療養又は医療の給付に要する費用について適用し、同日前の療養又は医療の給付に要した費用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第8号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第5号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第2条及び第6条の改正規定、第7条の改正規定中「前条」の次に「の規定による医療費助成金」を加える部分並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第10号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第31号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。